

食品表示基準等の一部改正案に関する御意見の概要及び御意見に対する考え方

御意見の概要	御意見に対する考え方
添加物に関する表示について	
<賛成意見> (82 件)	
<p>本改正案に賛成です。(34 件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品添加物は「天然」や「合成」の区別なく、科学的なリスク評価とリスク管理のもと、安全性が確保されたものだけが使用されています。「人工」、「合成」等を冠した用語が使用されることにより、天然・自然のものは安全で、化学合成された添加物は危険という誤認を消費者に与える可能性が指摘されています。消費者意向調査の結果では、添加物に関して「人工」、「合成」の文言があると避けるという消費者が存在することが分かっています。 また、「人工」、「合成」等を冠した用語が、しばしば無添加、不使用表示と併せて使用されることによって食品添加物の規制やリスク評価が、天然と合成を区別せずに行われていることが正しく伝わらず、結果として食品添加物そのものに対する誤認に結びついていると考えられることから、「人工」、「合成」を冠した用語を削除することが適当と考えます。 ・「人工」、「合成」を冠した表示は、「指定制度をはじめとする食品添加物の規制において合成と天然の差を設けない」との平成元年当時の食品衛生法における整理と矛盾するものであり、消費者に著しい誤認を与えているため、改正案に賛成します。 ・平成元年の食品衛生法の整理では、天然だから安全とは言えないとし、「合成」と「天然」の区別なく表示することになっています。食品表示基準にある「合成」保存料、「人工」甘味料の用語はこれと矛盾していることから、当該用語を削除することに賛成します。 ・コーデックスのラベル表示基準や欧州連合の法規では「甘味料」と表記されており、日本の国際協調の観点からも、「合成」、「人工」の削除に賛成します。また、「合成」や「人工」という表現が明確でないために、日本の消費者にとって「甘味料」に対する混乱を招くため、削除に賛成 	御意見ありがとうございます。

します。

- ・食物繊維、ポリオール及び低/ノンカロリー甘味料に関する科学に基づく規制、基準、規格のグローバル調和の観点から「合成甘味料」および「人工甘味料」を削除する案を支持します。
- ・以下の理由により、食品表示基準の着色料、甘味料、保存料、香料に関する表示から「人工」及び「合成」を削除する改正案を支持します。

第一に、現状、「人工」及び「合成」の用語について、国際的には明確に定義付けされていないものと認識しています。一般に、この2つの用語は置換えできるものとして認識されていると考えます。例えば、米国食品医薬品局（FDA）の食品添加物に関するオーバービューには、（自然由来の添加物に関する説明に続けて、）「他の成分は自然界にはないため、人工成分として合成して生産する必要がある」と記載されています。これを見る限り、FDAは「合成」と「人工」は同義とみなしているように思えます。以上のことから、食品添加物に関する表示から、これらの文言を削除する案に賛成します。

第二に、日本の厚生労働省によって審査・承認された食品添加物は、それが人工であるか、合成であるか、天然であるかにかかわらず、正当に使用できるものとみなされるべきです。製品の質に関係しない「人工」や「合成」の文言が付された表示があることにより、消費者は混乱することになります。香料や色素、甘味料等の食品添加物は、現代の食品産業の発展に大きく寄与してきました。このため、表示に関する規制において、非直接的であったとしても、これらの食品添加物を悪者扱いすることは適切ではありません。改正案は、これらの誤認を防ぐと考えられるため、賛同いたします。（※英文により提出があったため、趣旨が異なる可能性があります。）

- ・具体的な定義のない「人工」及び「合成」の文言が、消費者に誤認を与えると考えられることから、改正案に賛成です。
- ・「合成」、「人工」はそもそも用途を示す語句ではないこと、添加物を「合成」か「人工」かそうでないかで区別（差別）してはならないこと等の理由により、今回の改正に賛成です。
- ・食品の安全性は科学的分析にて判断されるべきであり、「合成」、「天然」等の言語的表現により左右されるものではなく、これらの文言を削除することは消費者の誤認防止に有益であると考えられるため、改正案に賛同します。
- ・食品添加物において、人工、合成と天然との線引きは複雑・困難で、かつ、有用性や安全性とは

関係しないものであるにも関わらず、消費者は「人工」、「合成」の文言があると注意喚起されると誤認する傾向があり、消費者の商品選択、食品事業者の適正な食品添加物の選択を妨げています。改正案に賛成します。

- ・「人工」及び「合成」の語を「用途名・一括名」に冠することは、食経験が浅い、又は含有される全成分の安全性が科学的に確認されていない食品であっても、「天然」の用語を食品に用いれば全てが安全であるとの誤解を消費者に与えかねず、食に対する国民の安全性担保及び食品衛生法の趣旨するところと異なるため、改正に賛成します。
- ・消費者意向調査の結果から、「合成」及び「人工」の表示があることで、消費者が商品の購入を避ける実態があることが分かっていること、また、適切に安全性確認が行われているにも関わらず、消費者の誤認を招きかねない状況になっていることから、当該文言を削除することが望ましいと考えます。
- ・改正案に賛成します。現在の法律では「天然」、「合成」の区別なく食品添加物として認められることになっているので、「人工」や「合成」という文言は不要と考えます。また、世間一般的には、合成よりも天然の方が安全と考えられています。これら文言を削除することは、天然品が優位という誤解が生じないようにするための対策の一つになると考えます。
- ・「合成保存料無添加」や「合成着色料不使用」等、あたかも合成保存料や合成着色料を使用しないことが優れているという消費者誤認につながる表現をしている食品が市中に多く見られます。改正案の策定が、市中に見られる「無添加・不使用表示」の是正に向けた取組につながっていくことを期待します。
- ・食品添加物の安全性は厚生労働省が厳しく管理しているにもかかわらず、「人工」及び「合成」の文言があると、あたかも危険な化学薬品を食品に使っているような誤認を消費者に与えていると思います。また、「合成保存料」、「人工甘味料」不使用表示は、消費者の選択のためではなく、他社商品との差別化による売上アップを考えたメーカーが、優良誤認を目的として表示していると考えます。
- ・香料に関しては、合成香料という用語が「食品表示基準について」の香料の一括名の項に出てきますが、これらの表現は、添加物を天然であるか合成であるかで区別せず、安全性を根拠とする、現在の行政の方向にそぐわないと考えるため、改正案に賛成です。

<ul style="list-style-type: none"> ・「人工甘味料無添加」、「合成着色料は一切使用していません」、「化学調味料不使用」等の表示は、適正に添加物を使用した安全性の高い食品であっても、安全性に問題があるかのような誤認を誘引するものであるため、消費者の誤認防止の観点等から、改正案に賛同します。 ・別表第六の下欄には用途が示されるべきであり、人工甘味料、合成甘味料の文言は、用途ではなく甘味料の特定のグループを示すものであるため不適切であること、また、一括名の表示は、一般に広く使用される名称であるべきですが、合成香料は一般広く使用されている名称とは思われないため、一括名とするのは適切でないことから、「人工」及び「合成」の文言削除に賛成します。 ・一般的に、一括表示で「人工」や「合成」は使用されておらず、当該用語は不要であること、食品添加物表示制度に関する検討会において、「人工」及び「合成」を使用した表示は消費者の誤認防止の観点からも削除することが望ましいとされたことから、改正案を支持します。 ・「甘味料」表記が許されているのに、わざわざ「人工甘味料」、「合成甘味料」と書くとも考えにくいし、実際、そういう表記は現行制度下で見たことがありません。だからわざわざ反対しても意味がないです。 	
<p>本改正案には賛成ですが、経過措置を設けるべきです。(13件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品の表示の変更は、ラベルの変更だけでなく規格書の改訂等、膨大な作業が発生するため、十分な経過措置期間を設定いただきたいです。 ・今回の改正に賛成しますが、製造業者のためにラベルの修正に要する十分な移行期間の設定を希望します。 ・食品添加物表示制度に関する検討会の結果を踏まえ、一括表示の範囲内にとどまらず、任意表示も含めた表示の変更を行おうとする事業者に配慮し、十分な経過措置期間を設定すべきです。 ・改正により、表示内容の変更等、事業者には何らかの作業が生じる際は、十分な経過措置期間の設定をお願いします。 ・事業者は容器・包装や、メニュー、ポスター、ポップ等の印刷物の変更対応が必要になるため、経過措置(猶予期間)を設ける方向で配慮をお願いします。 ・包材ロスをなるべく出さずに食品表示変更を行おうとする事業者に配慮し、十分な経過措置期間を設定すべきです。 	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>経過措置期間については、御意見を踏まえ、令和4年3月31日までに製造され、加工され、又は輸入される加工食品（業務用加工食品を除く。）及び同日までに販売される業務用加工食品の添加物の表示については、従前の表示をしても差し支えないこととしました。</p> <p>なお、食品表示法の規定に基づく食品表示基準の規制対象は、容器包装に入れられた食品の表示であり、ウェブサイトや広告等の表記は規制対象ではありません。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・改正された場合、あらゆる広告宣伝用の表示を変更する必要がある、かつ、改正について周知されてから対応することとなります。特に、中小企業が、本改正による影響を受けることが想定されますので、改正後の猶予期間の設定をお願いします。 ・食の国際化が年々深化している観点から、国内外の意見を求めて検証を行うため、十分な経過措置を取るべきです。 	
<p>本改正案には賛成ですが、改正の意義の周知や正確な知識の普及等の取組を行うべきです。（9件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「人工」、「合成」の文言削除と「無添加」等の表示の是正について、マスコミや学校教育を通じて、消費者に正しい食品添加物の情報が伝えられるよう、栄養教諭、栄養士等の専門職、またはマスコミへ向けての勉強会等で、積極的な発信を希望します。 ・市場では無添加等を売りにして販売を行っている事業者もあり、食品添加物そのものが危険であるといった印象操作があるように感じられます。今回の改正が、消費者の誤認を解消するためのものであることを十分に周知するとともに、市中に氾濫する無添加・不使用表示の是正に向けた行政の取組を期待します。 ・消費者の誤認を解消するため、食品添加物は食品に対して有用であるから使用されていること、人工・合成であるか、天然由来であるかに関わらず、当該食品において最も有用なものを使用すべきであること等について周知すべきです。 ・食品添加物は「天然」や「合成」の区別なく、科学的なリスク評価とリスク管理のもと、安全性が確保されたものだけが使用されているものと認識しています。したがって、改正案は妥当と考えます。しかしながら、過去にタール色素や合成保存料による事故を経験したことから、「人工」、「合成」を冠した食品添加物に対しては、消費者の中に体に良くないというイメージが存在しています。また、消費者意向調査の結果では、添加物に関して「人工」、「合成」の文言があると購入を避ける消費者が存在することが分かっています。リスクコミュニケーションの強化と消費者教育や啓発についても一層の努力を望みます。 ・食品添加物について正確な知識の普及・啓発に取り組んでください。消費者意向調査によると、「食品添加物は安全性が評価されたものや我が国において広く使用されて長い食経験のあるものとして国に認められたものが使用されている」ということを知っている人は35.8%という結果で 	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>「食品添加物表示制度に関する検討会報告書」においても、消費者に対する食品添加物表示制度に関する周知、普及を進めるべきことが示されており、より効果的、効率的な普及啓発を行うことができるよう、関係省庁と連携しながら、食育を通じた取組や、消費者のみならず、例えば栄養教諭や栄養士等の専門職などを対象者とした取組など、具体的な手法や連携先を検討してまいります。</p>

<p>した。化学的なリスク評価とリスク管理のもと安全性が確保されたものだけが使用されているということが消費者に十分認識されていないことが分かります。食品添加物表示制度に関する検討会の報告書でも「食品添加物の表示の普及のほか食品添加物の安全性や食品添加物がどのような食品にどのような目的で使用されるのかといったことも併せて普及・啓発を行うことが食品表示の理解を深めるために適当である」としています。消費者が自主的かつ合理的に食品を選択するためには食品添加物についての正確な知識も必要です。食品表示基準等の改正を機に、年代に応じた内容、手法で普及・啓発に取り組むことを期待します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品添加物表示制度に関する検討会報告書における学校給食衛生管理基準に関する指摘は意義深いものと感じました。今後、省庁間で連携した取組を期待します。 	
<p>本改正案には賛成ですが、任意表示等の在り方についても検討すべきです。(26件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正案の内容に賛成しますが、法令上にない用語である「化学」を冠した「化学調味料」が無添加・不使用表示と併せて任意表示として使われているように、別表第6及び第7から削除したとしても、「人工」、「合成」を冠した用語が任意表示として使われる可能性があります。今後、無添加等の表示に関するガイドラインを策定する際には、「化学」、「人工」、「合成」の用語を冠した任意表示が使われないよう検討されることを望みます。 ・食品添加物表示制度に関する検討会において指摘されている「無添加」、「不使用」表示に係るガイドライン策定に際しては、「人工」、「合成」の用語を用いた任意表示についても十分な検討をお願いします。 ・消費者に様々な誤認を与えるおそれのある「人工」及び「合成」の用語については、まずは、食品表示基準から削除すべきと考えます。更に、本年度策定予定の無添加等の表示に関するガイドラインにおいて、「人工」および「合成」の用語を冠した無添加等の強調表示は不適切である旨を明確に示すべきと考えます。 ・今回の改正案に賛成ですが、これは加工食品に任意になされる表示に関しては明確ではありません。消費者庁次長通知における、添加物の表示禁止事項に「人工」及び「合成」又はこれに類する表現」を加えるべきです。 ・消費者の誤認を防ぐ観点から、「合成」、「化学」、「人工」、「天然」等を冠した添加物表示について、 	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>今回の改正は、義務表示事項の用途名や一括名で使用されている、「人工」及び「合成」の用語の削除であり、任意表示で表示されている用語に関するものではありません。</p> <p>しかしながら、「人工」、「合成」及び「化学」という用語については、「食品添加物表示制度に関する検討会」において、添加物に対する消費者の理解を妨げる等の意見が出されておりますので、食品表示基準第9条に規定する禁止事項に当たるか否かのメルクマールとなるガイドラインを策定する際に、検討していきたいと考えています。</p>

一括名表示内はもちろん、枠外での不使用を強調した表示も禁止する旨の通知、Q&A、ガイドラインでの明記をお願いします。

- 国の基準や科学的根拠に基づき安全と認められている添加物が、あたかも安全ではないような印象を与える表示は、消費者に誤認を与える不適切な表示と考えております。また、「人工甘味料無添加」の表示は、甘味料の由来や製法、および安全性についての理解を妨げ、公正な競争が阻害されていると憂慮しています。添加物は一括表示欄で表示していなければ使っていないことは分かるので、任意表示でことさら無添加を強調する必要は無いと考えます。無添加・不使用等の表示は、添加物やそれを使用した製品の安全性への誤認を招くため問題があると考えており、規制をお願いしたいです。
- 消費者が正しい情報に基づき適切に安心して製品を選択できるようにするために、人工、合成等を使用した任意表示も含めて、誤認を招く無添加等の表示に関する禁止事項を、具体的かつ網羅的に示すガイドラインを作成いただきたいです。
- 食品添加物表示制度に関する検討会において、「化学調味料」は法令上にない用語であり、消費者の添加物に対する理解に影響を与えることが指摘されています。また、消費者調査において、化学調味料が具体的に何を意味するか理解しないものの安全性への不安を持つ消費者や、化学調味料は天然に存在しない「人工」的な物質であると誤認している消費者が一定数存在することが示されています。同検討会で示されたように、事業者が当該用語について、広告等を含め表示することがないような検討を、無添加表示に関するガイドライン作成の際に行っていただきたいです。
- 食品表示は内容成分を消費者に理解いただく重要なツールであるため、「無添加」、「不使用」表示は消費者にそのものの真価を見誤らせる可能性があります。加えて、かえって消費者に不利益をもたらしたり（日持ち向上剤無添加による食中毒等）、食物廃棄（酸化防止剤無添加による消費期限の減少等）といった社会問題につながることも考慮する必要があります。このような状況を放置することなく、ガイドラインの策定等、是正する行政の取組に期待します。
- 消費者調査により、「化学調味料」無添加等の表示は、安全性や成分に関する消費者の誤認を招いていることが示されており、禁止すべき不適切な表示と考えています。消費者の誤認をなくし、添加物の安全性の理解向上につなげるために、どのような無添加表示が禁止事項に当たるのかのメルクマールとなる明確かつ網羅的なガイドラインを作成いただきたいです。

- ・消費者に食品の製法や安全性に対して疑念を生じさせないために、「無添加・不使用」表示商品について適正化すべく、規制と是正への対応を期待します。
- ・食品添加物の「無添加」、「不使用」表示は、食品の安全安心に対する誤認につながっているため、禁止してほしいです。
- ・「人工」、「合成」の文言を削除することに賛成ですが、削除するに当たっては、食品横断的な共通のルールとして、パッケージ表面や広告等への表示も含めた制限としていただきたいと思います。
- ・「人工」、「合成」、「化学」のパッケージ及び広告への記載の禁止とともに、景品表示法において、これらの文言に加え、「不使用」、「無添加」までを包括した基準、規定を定めることが望ましいと考えます。
- ・食品添加物表示制度に関する検討会において、「無添加」等の表示は添加物に対する誤解の原因であるという意見も挙がっており、これらの表示の是非のメルクマールとなるガイドラインの新規策定が提案されておりますが、このことによる「無添加」等の表示の是正に向け、前向きに取り組んでいただきますようお願いいたします。
- ・消費者の誤認を招くような「無添加」、「不使用」表示がなされており、放置すべきではないと考えます。この改正を機に、消費者を誤認させる要素を排除いただくことを強く期待します。
- ・食品業界の一部では、表示ありきで添加物選定の幅を狭めている場合があり、その結果、適切な添加物を使用する場合よりも、多量の添加物を使用するケースや、消費期限を短くせざるを得ないケースも生じています。また、「無添加・不使用」表示食品が増加して、消費者に誤認を与えることにもつながっています。「用途名」の定義がはっきりしないまま運用されていることが、このような弊害を招く一因と考えます。無添加・不使用表示に係るガイドライン策定に際しては、用途名や一括名の適正な表示についても十分にご検討をお願いします。
- ・「人工」、「合成」の文言が食品表示基準から削除されるにあたり、「合成保存料不使用」、「人工甘味料無添加」のような表現も使用禁止（使えなくなる）となりますでしょうか。現状、「化学調味料」は法令上の用語にありませんが、「化学調味料無添加」と表示されている商品が流通していますので、食品表示基準から削除されるだけでは「合成保存料不使用」、「人工甘味料無添加」のような用語の使用が続くと思われます。使用禁止となるのであれば、Q&A等でわかりやすく明記していただくことを望みます。

<ul style="list-style-type: none"> ・改正に賛成ですが、メーカー等に対し、禁止事項であることの周知と、一括表示枠外においても禁止であることの周知が必要と考えます。 	
<p><反対意見> (39 件)</p>	
<p>消費者には食品を選択する権利があるため、本改正案に反対です。(12 件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「人工」、「合成」の表示がなくなると、ラベルを見ても判断ができなくなってしまいます。消費者には商品の詳細を知る権利があるので、改正には反対です。 ・合成添加物の表示基準が甘くなることで、口にすることを選ぶ権利まで奪われます。 ・商品の裏側をみて、何が使われているのかとても気にして購入しています。また、オーガニックや有機野菜、添加物の使用を抑えた食品等、なるべく添加物をとらないで暮らすライフスタイルの方が年々増えています。そのため、表示方法を変えないでほしいです。 ・日本では食品の成分の表示が甘いような気がします。もっと詳しく載せてほしいです。食品を購入するための大事な情報をしっかりと記載して欲しいです。 ・安心・安全な世の中にするために、添加物については全て記載すべきであり、改正には反対です。国民は、食品の添加物に関する内容を知る権利があります。 ・製造者はきちんと表示する責任があると思います。私たち消費者は表示を頼りに選んでいるので、改正には反対です。 ・きちんと内容を記載しなくていいという事は、消費者にとってメリットは何もなく、食の安全がどんどん失われていく恐れを感じています。より良くするための改定には思えません。 ・食品添加物の使用の拡大に伴い、幾多の食品公害が生じてきました。既存添加物、指定添加物において、どのような「人工・合成」食品添加物が使われているのかを知ることは消費者の選択のために重要です。 ・合成や人工といった表記が省略される必要性が分かりません。食品表示からこれらの言葉がなくなると、消費者として添加物について知る権利を損なうことになり、商品を選ぶ上での情報が得られなくなるため、受け入れ難いです。そもそも消費者の誤認防止の観点からこのような変更を行うのであれば、今のような総称ではなく、何が入っているのか具体的な化合物名や物質名を記載するように変更すべきと考えます。外国では、実際の物質名が書かれたりするので、そ 	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>本改正案は、消費者庁が開催した「食品添加物表示制度に関する検討会」において、9回にわたり消費者、事業者及び学識経験者の委員の方々に各々の立場から御議論いただき、取りまとめられた「食品添加物表示制度に関する検討会報告書」を踏まえ、作成しております。また、本改正案について、消費者委員会食品表示部会に諮問を行い御議論いただき、改正案のとおりとすることが適当であるとの答申を頂いております。</p> <p>なお、今回の「人工」及び「合成」の用語の削除は、食品に使用した食品添加物の表示に関して天然と化学合成品とに差を設けなかった平成元年当時の食品衛生法の整理を踏襲するものです。</p> <p>また、日本国内で製造、販売等される食品添加物は、人の健康を損なうおそれのないものとして国が使用を認めたものとなっております。</p>

<p>れと比べても今の表示方法に疑問を感じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人工・化学合成等の表記は残してください。私は必ず表示を見ますが、その物の内容が知りたいから見るのです。本来ならば、ゲノム編集済みの食品についても表示してほしいぐらいです。できるだけ製品の内容が分かるよう、表示による情報提供の立場をなくさないでください。 ・「人工」「合成」表示は、消費者が食品を選択するための重要な情報と考えるため、省略しないでください。 	
<p>人工、合成の食品添加物の安全性に対して不安があるため、購入時に人工、合成添加物であるか判断が難しくなる本改正案に反対です。(14件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「合成」という文字があるだけで、私たちはある種の危機を持って食品と向き合えます。「合成」の文字がなくなると、私たちは、これは合成・人工だろうか、天然だろうかと不安になりながら食品と向き合わなければなりません。 ・添加物についてきちんと表示されないのであれば、私たちは安心して商品を購入することが困難になります。全ての添加物について表示を希望します。 ・食品を購入する際は表示をしっかり見て購入したいので、「人工」や「合成」等の文字を削除されたら困ります。また、そのようなものを食べると気持ち悪くなるため、表示の廃止は絶対にやめてほしいです。 ・表示義務を廃止することによって、自分が何を食べているのかが不明確になります。私は得体の知れない物を自分の体には入れたくありません。ただでさえ、添加物使用量が多いと言われていて日本で食材を選ぶのには時間がかかります。廃止されると、食品の選択の基準が分からなくなります。 ・表示が省略されることで知らず知らずのうちに安全でないものを摂取してしまう恐れがあります。なぜわざわざ分かりにくい表示にするのでしょうか。きちんと分かりやすく表示してください。 ・知らない間に身体に害のあるものを食べ続けることに対して、恐怖を感じます。人の身体に入るものには一番慎重になります。きちんと表示すべきです。 ・引き続き、合成である旨を表示いただきたいと思います。今後、合成系添加物の表示がなくなると、ま 	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>本改正案は、消費者庁が開催した「食品添加物表示制度に関する検討会」において、9回にわたり消費者、事業者及び学識経験者の委員の方々に各々の立場から御議論いただき、取りまとめられた「食品添加物表示制度に関する検討会報告書」を踏まえ、作成しております。また、本改正案について、消費者委員会食品表示部に諮問を行い御議論いただき、改正案のとおりとすることが適当であるとの答申を頂いております。</p> <p>なお、今回の「人工」及び「合成」の用語の削除は、食品に使用した食品添加物の表示に関して天然と化学合成品とに差を設けなかった平成元年当時の食品衛生法の整理を踏襲するものです。</p> <p>また、日本国内で製造、販売等される食品添加物は、人の健康を損なうおそれのないものとして国が使用を認めたものとなっております。</p>

<p>すまず国民の健康を守ることが難しくなるのではないのでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正に反対します。海外では禁止されている添加物が使われているなかで、「人工」、「合成」の文言まで無くなれば、本当に安全なものはどれなのか分からなくなり、購入する際に判断しづらくなります。 ・表示の基準を低くされると、自分や家族の健康のリスクの管理ができかねます。知らない間に関わりの分からない添加物を口にしたくありません。 ・改正に反対です。怖くて何も買えなくなります。添加物や遺伝子組換えだらけなのにじわじわと病気にされたくありません。国民に安全な食品を提供してください。 ・お母さんが、我が子に与えるものを選ぶときに、体に害を及ぼす可能性のあるものが含まれているかどうか分かりにくくなるため、改正案には反対です。 ・厚生労働省及び食品安全委員会が食品添加物の安全性審査を行っていますが、その審査は事業者の申請データや国際的論文などを元に行なわれており、また、食品添加物の相乗作用は検討されていません。また、政府機関による動物実験などの対照実験が行われることはほとんどありません。日本産の食品が米国で販売できない事例も生じています。安全性の評価には慎重でなければならず、消費者の不安はぬぐいきれません。どのような合成化学物質が食品に使用されているのかを消費者は知りたいと願っています。 	
<p>その他の反対意見（13件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・反対です。（同意見 11件） ・食品添加物表示の緩和につながる改正は、国民の健康を守っているとは言えません。 ・人工や合成という文言を今回削除する経緯はともかく、削除するのであれば、類別名を使うのではなく、全ての添加物名を表示するよう改めてください。消費者の立場から情報の表示をお願いします。 	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>本改正案は、消費者庁が開催した「食品添加物表示制度に関する検討会」において、9回にわたり消費者、事業者及び学識経験者の委員の方々に各々の立場から御議論いただき、取りまとめられた「食品添加物表示制度に関する検討会報告書」を踏まえ、作成しております。また、本改正案について、消費者委員会食品表示部会に諮問を行い御議論いただき、改正案のとおりとすることが適当であるとの答申を頂いております。</p>

＜添加物表示に関するその他の御意見＞（12件）

・物質名表示を基本とし、用途名表示を拡大してください。1985年に食品添加物の全面表示が決められた際、物質名表示が原則とされました。一括名、簡略名、類別名は、例外的に認められましたが、その中には膨脹剤のミョウバン、増粘多糖類のカラギナン等、安全性が懸念される食品添加物も含まれます。検討会に提出された海外の制度と比較しても、一括名等の範囲はもっと限られるべきです。簡略名と類別名は、使用された食品添加物を覆い隠すだけで、表示スペースの節約にもならないので、廃止を要望します。旧別表第5の用途名併記は、安全性の観点で決められたと認識していますが、類似した用途（日持ち向上剤等）は用途名併記した方がよいと考えます。用途名併記を拡大することは、物質名だけではわかりにくい点を改善し、消費者の理解・選択にも役立つと考えますので、拡大を要望します。それに加えて「果糖ぶどう糖液糖」「還元水飴」「コーンスターチ」等の原料についても言及されるよう要望します。

・使用目的と添加物の素材名そのものを記載してほしいです。

例) ×光沢剤→○光沢剤 (○○)

×着色料→○着色料 (○○) ※○○には具体的な素材を記載

・消費者意向調査の結果では、「人工」、「合成」等の添加物を使用している食品の購入は避けるという消費者の存在が明らかになっており、「合成着色料不使用」等の強調表示は、消費者に誤認を与える恐れのある表示であると考えます。一方で、消費者の嗜好にあわせ、食品添加物をできる限り使用しないで商品を生産する事業者もあり、それらの事業者は、その技術力を消費者に伝達する方法として、「人工○○不使用」や「合成○○無添加」の表記をしているものと考えます。これらの表示を完全に禁止すれば、消費者の選択の幅が狭まり、食品業界の発展の妨げになる可能性があることから、「人工」「合成」の表示を単に禁止するルールづくりではなく、消費者に誤認を生じさせないような表示のルールづくりが必要であると考えます。

・「化学調味料不使用」の表示は、以前から食品業界内で広く使用されています。また、添加物とし

御意見ありがとうございます。

消費者庁が開催した「食品添加物表示制度に関する検討会」において、9回にわたり消費者、事業者及び学識経験者の委員の方々に各々の立場から御議論いただき、取りまとめられた「食品添加物表示制度に関する検討会報告書」で、一括名表示、簡略名・類別名表示及び用途名表示は、文字数の大幅な増加による表示可能面積と見やすさ・分かりやすさのバランスを考慮する必要があること、複数の機能を持つ添加物の用途名は事業者による差異が生じやすく、消費者が用途について誤認するおそれもあること等から、現状維持とすることが適当とされました。

一方、使用した個々の添加物やその使用目的を知りたいという消費者のニーズも踏まえ、今後は、容器包装への表示義務とは別に、事業者において、ウェブを活用した自主的な消費者への情報提供を促してまいります。

御意見ありがとうございます。

消費者庁が開催した「食品添加物表示制度に関する検討会」において、9回にわたり消費者、事業者及び学識経験者の委員の方々に各々の立場から御議論いただき、取りまとめられた「食品添加物表示制度に関する検討会報告書」を踏まえ、今後、食品表示基準第9条の表示禁止事項に当たるか否かのメルクマールとなるガイドラインを策定することとしております。このガイドラインを策定する際に、誤認を生じさせる

<p>での調味料の表示については食品表示基準で定められています。添加物としての調味料が使用されていない食品の訴求において「調味料不使用」と表示すると、一般食品の調味料との区別がつきにくく、消費者にとってむしろ分かりにくく、誤認を招く表示になる可能性があります。このため分かりやすい表示の観点から、食品と添加物を区分する意味でも、これまでも広く使用されている「化学調味料」の表示は許容していただくか、ガイドライン等で「調味料不使用」の旨を表示するための考え方や具体的な注意書き等を提示いただきたいです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無添加、不使用表示を不当に制限しないでください。「無添加」、「不使用」表示には誤解を招く不適切な表示もありますが、大部分は事業者の努力で食品添加物の使用を減らしたことの正当な表示です。虚偽、誇大な表示は現在でも景品表示法で禁止されています。「無添加」、「不使用」表示が食品添加物への不安を助長すると問題視する声が検討会にあります。食品添加物の安全性評価の限界を踏まえない意見で、事業者の正当な努力を無にするものです。「無添加」、「不使用」表示を不当に制限しないよう、要望します。 ・食品のアレルギーを持つ方や子どもは、合成のもの等、注意したい添加物がたくさんあります。いつも食品の表示を見て、その品物を買うか買わないかを決めています。日本は、元々添加物に対する規制が緩すぎます。 	<p>おそれのある「無添加」等の表示についても検討していきたいと考えています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・自動販売機で販売する場合に、添加物とアレルゲンだけでも、表示事項をあらかじめ見られるようにすることを義務付けてほしいです。 ・生鮮品、量り売り、外食産業についても食品添加物を表示してください。検討会でも出された生鮮品（農畜水産物）のほか、量り売りや外食産業等でも、事業者が原材料の表示に基づいてポップやメニューへの表記等の方法で食品添加物を表示することは可能です。包装加工食品以外の食品も、食品添加物が使用されている場合には食品添加物表示を免除せず、義務付けることを要望します。 	<p>御意見ありがとうございます。今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>食品表示に関するその他の御意見（10件）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・行政においては、消費者の誤認につながる表示がないかどうか、今後も定期的にチェックし、制度の見直しの検討をお願いします。 ・生鮮食品、対面販売、路面販売、飲食店等、口に入る食品を提供する所では全て表示を義務付けるくらいしてほしいです。もし食品1つ1つにシールを貼ったりすることができなければ、せめ 	<p>御意見ありがとうございます。</p>

て店頭ポップや看板等に記載してほしいです。

- 全ての食品に遺伝子組換え表示をしてください。ゲノム編集についても表示してください。
- 微量であっても農薬等が残留しているのであれば表示してほしいです。アルコールの元となる成分についても開示してほしいです。
- アルコールの含有の有無、含有量等を、認識できる文字大きさに、できれば絵などの子供でも認識できる表記で、製品の目立つところに表示していただきたいです。
- 農薬の残留に関する基準をEU並みにしてください。
- 個包装の大きさが一定以上の商品については、外装だけでなく、個包装にも期限表示してほしいです。
- 私は化学物質過敏症で、常に原材料の確認をしなければいけません。世の中にはたくさんの化学物質過敏症の方がいらっしゃいます。このままでは、食べるものがなくなってしまいます。これ以上、国民を苦しめないでください。
- 食品表示はもっと詳しく記載すべきです。何を使用しているか、遺伝子組換えなのか等、きちんと記載して下さい。今より簡易になるようなものは認められません。
- 今までどおりの表示をお願いします。どこの物か、遺伝子組換えされているのかが分かった物が食べたいです。